



QE61-4 仙台市太白区	QE72-3	仙台市若林区
QE71-2		QE72-2
QE71-4	名取市 QE72-3	QE72-4

凡 例				
 	市街化区域			
 	第一種低層住居専用地域	容積率	建ぺい率	外壁の構造 の指定
 	第一種中高層住居専用地域	60	40	1.0m
 	第一種住居地域	200	60	—
 	第二種住居地域	200	60	—
 	準住居地域	200	60	—
 	近隣商業地域	300 200	80	—
 	商業地域	400 200	80	—
 	準工業地域	200	60	—
 	工業地域	200	60	—
 	工業専用地域	200	60	—
 	無 指 定	200	70	—
	都市計画道路			
	交通広場・駅前広場			
	都市計画公園・緑地			
	墓 園			
	高度利用地区			
	土地区画整理事業			
	地区計画			
	トラックターミナル			
	火 葬 場			
	公共下水道排水区域			

座標系の測地系は JGD2011 を指定する
JGD2011 は平成 23 年 10 月 21 日時点の測量法施行令
(昭和 24 年政令第 322 号) 第 2 条及び第 3 条を典拠とする
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は 0.5 キロメートル
図面に表示してある経緯度目盛は 10 秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は 2 メートル